

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和4年8月26日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
さめ固定式刺し網漁業	5隻	20トン未満	定めなし	次の基点1、点イ、ロ、ハ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び同48号の共同漁業権漁場を除いた区域。 基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村大字蛇浦との境の川中石に設置した標柱 基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱 点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点 点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点 点ハ 基点2から真方位282度30分6,500メートルの点	11月1日から翌年6月30日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡佐井村に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和4年8月26日から令和4年10月11日まで	1 許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年6月30日までとする。 2 規則第14第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内のもの1ヶ統とする (2) 漁具の目合は、18センチメートル以上とすること (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した一辺50センチメートル以上の赤色の旗と黒色の旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること
	10隻			次の基点1、点イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、ト、ハ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び同48号の共同漁業権漁場を除いた区域。 基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村大字蛇浦との境の川中石に設置した標柱 基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱 基点3 下北郡大間町大字大間と同町大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱 基点4 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻埼に設置した標柱 点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点 点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点 点ハ 基点2から真方位282度30分6,500メートルの点	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡大間町大字奥戸に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	1 許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年6月30日までとする。 2 規則第14第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 操業区域のうち点ニ、ホ、ヘ、ト及び点ニを順次に結んだ直線によって囲まれた区域においては、11月1日から翌年4月20日までの期間は操業してはならない (2) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内のもの1ヶ統とする (3) 漁具の目合は、18センチメートル以上とすること (4) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した一辺50センチメートル以上の赤色の旗と黒色の旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること		

				<p>点 点ニ 基点3から真方位270度30分6,500メートルの点 点ホ 基点3から真方位270度30分12,000メートルの点 点ヘ 基点4から真方位270度30分12,000メートルの点 点ト 基点4から真方位270度30分6,500メートルの点</p>				
	17隻			<p>次の基点1、点イ、ロ、ハ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び同48号の共同漁業権漁場を除いた区域。 基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村大字蛇浦との境の川中石に設置した標柱 基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱 点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点 点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点 点ハ 基点2から真方位282度30分6,500メートルの点</p>		<p>次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡大間町大字大間に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者</p>		<p>1 許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年6月30日までとする。 2 規則第14第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内のもの1ヶ統とする (2) 漁具の目合は、18センチメートル以上とすること (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した一辺50センチメートル以上の赤色の旗と黒色の旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること</p>
かれい固定式刺し網漁業	7隻	20トン未満	定めなし	<p>次の基点1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び同48号の共同漁業権漁場を除いた区域。 基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱 基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱 点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点 点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点 点ハ 弁天島北端標柱から真方位317度30分8,000メートルの点 点ニ 弁天島北端標柱から真方位272度30分12,000メートルの点</p>	12月1日から翌年4月20日まで	<p>次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡佐井村に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者</p>	令和4年8月26日から令和4年11月10日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年4月20日までとする。 2 規則第14第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内のもの1ヶ統とする (2) 漁具の目合は、12センチメートル以上とする (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること</p>
	9隻					<p>次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡大間町大字奥戸に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者</p>		
	10隻					<p>12月1日から翌年3月31日まで</p>	<p>次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡大間町大字大</p>	<p>1 許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年3月31日までとする。 2 規則第14第1項第4号の対象とする。</p>

				点 点へ 基点2から真方位272度30分7,000メートルの 点		間に住所を有する者 2 青森県知事の登録を 受けた漁船の使用者	3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内 のもの1ヶ統とする (2) 漁具の目合は、12センチメートル以上とすること (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明 示した旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること
--	--	--	--	--	--	---------------------------------------	--